

国際港湾施設の保安対策

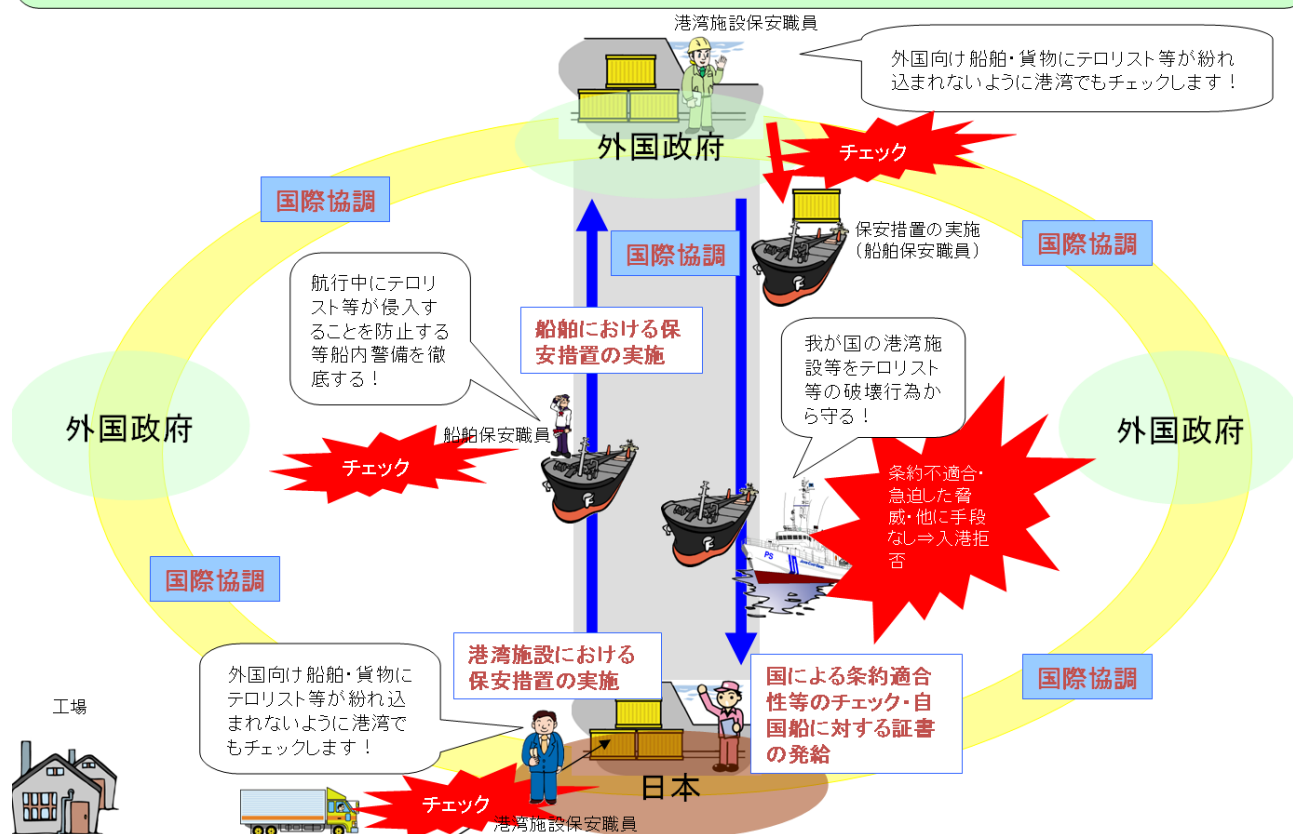
■ 改正 SOLAS 条約への対応

2001年9月の米国同時多発テロ事件を契機として、2004年7月から、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（略称：国際船舶・港湾保安法）」が施行されました。

この法律は、IMO（国際海事機関）における改正 SOLAS 条約（海上人命安全条約）を受けたもので、国際航海船舶や国際港湾施設に自己警備としての保安措置を義務付けたり、外国から日本に入港しようとする船舶に船舶保安情報の通報を義務付け、危険な船舶には海上保安庁が入港禁止等の措置を行えるようにした内容となっています。（詳しくは[ここをクリック](#)（PDF形式）して下さい。）

改正 SOLAS 条約 =

- ① 船舶所有者、港湾管理者等が保安の確保のための措置を講じることにより国際海上運送システムの信頼性の向上を図る。
- ② 併せて急迫した脅威が認められる船舶の入港を拒否すること等により国際海上運送に係る不法な行為の防止を図る。



■ 対象

国際航海船舶が一定頻度利用する重要港湾の岸壁等

- ・ 旅客船が年1回以上又は貨物船が年12回以上利用する施設（重要国際埠頭施設）
- ・ 重要国際埠頭施設のある港湾内の停泊地等の水域施設

■ 国際船舶・港湾保安法による港湾施設における保安措置

外航船や港湾施設に対するテロ行為等を未然に防止するため、下記事項等の実施により自己警備体制を確立すると共に関係機関等と連携し緊急時の対処に備えます。

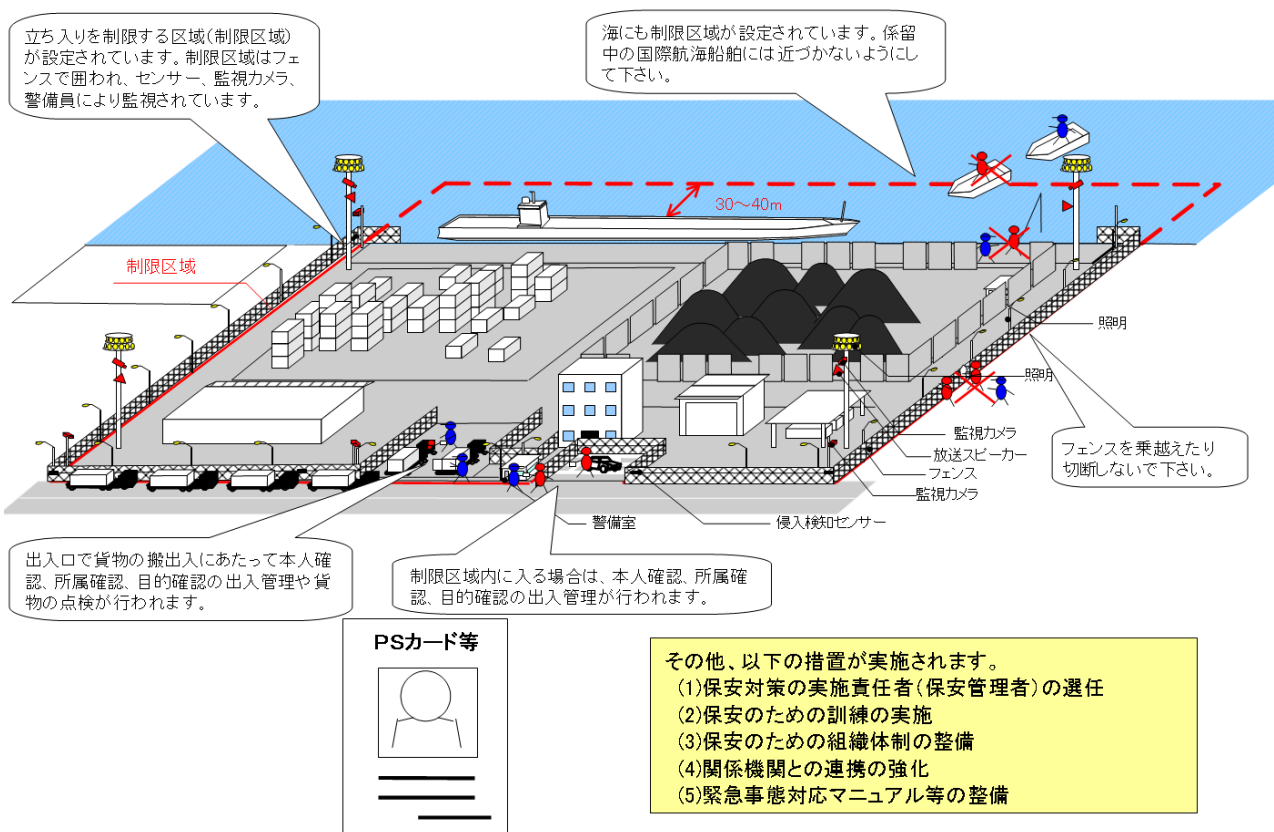
【国】

- ① 保安レベルの設定
- ② 港湾施設保安評価の実施
- ③ 保安規定の審査・承認及び審査された規定に対する報告の徴収
- ④ 立入検査の実施
- ⑤ 保安担当職員による出入管理等の巡視

【港湾管理者及び民間等】

- ① 制限区域内への人や車両の出入の管理、船舶に積み込まれる貨物の管理、港湾施設内外の監視などの措置
- ② フェンスや照明などの保安設備の設置
- ③ 保安措置の実施責任者（保安管理者）の選任
- ④ 保安措置の実施のための訓練
- ⑤ ①～④についてとりまとめた保安規程の作成

■ 港湾の保安対策のイメージ



■ 国際船舶・港湾保安法に基づく埠頭保安規程等の承認状況

[【国土交通省港湾局のホームページへ】](#)

■ 国際海上輸送保安指標レベルの公示について

[【国土交通省港湾局のホームページへ】](#)

■ PS (Port Security) カード発行申請関係について

[【国土交通省港湾局のホームページへ】](#)